

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

令和二年二月四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）
- 二 測量の地域 天理市柳本町の一部地区
- 三 測量の終了年月日 令和元年十月三十一日